

奥州市公告

奥州市保育ICTシステム調達に係る公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和6年5月30日

奥州市長 倉 成 淳

1 調達の概要

(1) 名称

奥州市保育ICTシステム調達

(2) 受注者の決定方法

公募型プロポーザル方式による。

(3) 調達の内容

別紙01「奥州市保育ICTシステム調達仕様書」に定めるところによる。

ただし、別紙01を含む仕様書等については、参加表明書兼秘密保持誓約書の原本と引替えに提示する。

(4) 契約期間

構築期間 契約の日から令和6年12月28日まで

利用期間 令和7年1月1日から令和11年12月31日まで（60箇月）

(5) 提案上限額

総額 47,140千円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

〔内訳〕	初期構築費	9,340千円
	運用保守費	37,800千円

この金額は、この調達に係る提案の上限額であり、契約期間の費用を全て含む。

なお、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、契約の金額については、予定価格の範囲内において協議して定めるものとする。

2 プロポーザルの日程

内容	期日等
参加表明書の提出	令和6年6月10日（月）正午まで
参加資格の確認	令和6年6月13日（木）
質問書の提出	令和6年6月21日（金）午後5時まで
質問回答	令和6年6月26日（水）まで
提案書等の提出	令和6年7月8日（月）午後5時まで
審査（プレゼンテーション）	令和6年7月17日（水）及び7月18日（木）
選定結果通知	令和6年7月29日（月）発送予定

3 参加要件

プロポーザルへの参加は、参加表明書の提出期限の日において、以下の要件を全て満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 奥州市営建設工事に係る指名停止措置基準（平成18年奥州市告示第72号）及び奥州

市物品の製造の請負又は物品の買入に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する要綱（平成18年奥州市告示第5号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- ③ 奥州市暴力団排除条例（平成27年奥州市条例第20号）に基づく奥州市暴力団等排除措置要綱（平成27年奥州市告示第26号）第3条の規定に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑤ 当市及び契約先となる営業所の所在地における市区町村税に納付（納入）すべき租税の滞納がない者であること。
- ⑥ この調達を円滑に遂行するために必要な経営基盤（組織体制、人員、技術能力、資金及び資金等の管理能力を含む。）を有している者であること。
- ⑦ ISMS（ISO/IEC 27001又はJIS Q 27001）認証を受けた組織を内部に持っていること。
- ⑧ 過去3年間（令和2年度から令和4年度まで）において、地方公共団体の発注による同程度の規模で同種又は類似の導入業務を元請けとして履行した実績があること。
- ⑨ 秘密保持誓約を承諾できること。

4 連絡先

担当部署 : 奥州市健康こども部保育こども園課

担当者 : 高橋 龍太郎

所在地 : 〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地

電話 : 0197-34-1635（時間外の場合、内線1295）

FAX : 0197-51-2373

E-mail : hoikukodomo@city.oshu.iwate.jp

5 その他

プロポーザルに係る提案（プレゼンテーションを含む。）の実施に要する一切の費用は、提案者の負担とする。